

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	<p><u>第5条 総長は、以下の場合に患者の同意を得ることなくこの施行細則を変更できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 施行細則の変更が、患者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 施行細則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、診療上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2 前項による施行細則の変更にあたり、施行細則の変更をする旨及び変更後の施行細則の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに院内掲示又は医学部附属病院ホームページへの掲示その他の適切な方法により、患者に周知するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。</p>